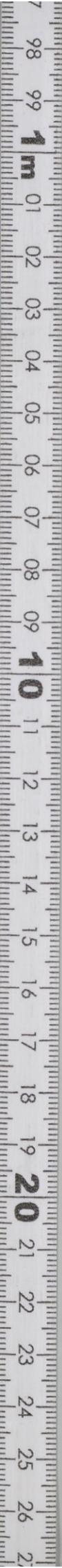


地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

辻堂運送株式会社定款



辻堂運送株式會社定款

第一章 總則

第一條 當會社ハ辻堂運送株式會社ト稱ス

第二條 當會社ハ左ノ業務ヲ經營スルヲ以テ目的トス

一、運送及運送取扱營業

二、倉庫業

三、前各號ニ關聯スル一切業務

第三條 當會社ノ資本總額ヲ金貳千圓トス

第四條 當會社ハ本店ヲ高座郡藤澤町辻堂ニ置ク

第五條 當會社ノ公告ハ本店ノ頭ニ掲載シテ之ヲナス

第二章 株式

第六條 當會社ノ株式ハ壹株ノ金額ヲ金貳拾圓トシ其株數ヲ

百株ニ分ツ

第七條 當會社株式ハ記名式トス

第八條 當會社株式ハ五株券一種トス

第九條 株式拂込期日取締役會決議ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 株式金拂込ラ急リタル株主ハ拂込期日翌日ヨリ其滞納金額ニ

對シ金百圓ニ付屯内四錢ノ割合ヲ以テ遲滞利息ヲ支拂ヒ

且其遲滞ノ爲メ生ジタル費用ヲ當會社ニ支拂フモノトス

第十條 株式主ハ住所及印鑑ヲ當會社ニ届ケ置クモノトス

氏名住所又ハ印鑑變更ノ場合亦同シ

第十條 當會社株式ヲ賣買譲渡シタルキハ取得後ハ株式ノ

裏面ニ署名捺印シ當會社所定ノ書式ニ依リテ請ヒ書ニ

株式主ニ添付シ名義書換ノ請ヒヲナスモノトス

相續遺贈又ハ法律上ノ相續ヨリ株式ヲ取得シタル者ハ

其事實ヲ證明スベキ書類ヲ添付シ名義書換ノ請ヒヲ

ナスモノトス

第十條 株式ヲ毀損シ又ハ種類ヲ變更スル爲メ株式交付ヲ

受ケントスルキハ當會社所定ノ書式ニ依リテ請ヒ書ニ

株式ヲ添付シ新株式交付ノ請ヒヲナスモノトス

第十條 株式紛失又ハ滅失ニ因リ株式函交付ヲ受ケントスルキハ

當會社所定ノ書式ニ依リ當會社適當ト認ムル姓名

以上ノ保證人連署ノ請ヒ書ヲ提出スルモノトス

前項ノ請ヒアリタルキハ當會社ハ請ヒ者費用ヲ以テ

其旨ヲ公告シ公告ノ日ヨリ拾日ヲ経ルモ異議ヲ申サレ

モノナキトキハ新株式ヲ交付ス

第拾五條 株式名義書換及前貳條、場合ニ於テ新株券交付ニ付テハ左ノ數科ヲ徵收ス

一 株式名義書換 株券壹枚付金拾錢

一新株券發行 同 金五拾錢

第拾六條 當會社、毎年六月一日及十二月一日定期總會終結ノ

當日迄株式名義書換ヲ停止ス但臨時總會トキハ總會招集ノ通知ヲ發シタルトキ、總會終結迄之ヲ停止ス

第三章 株主總會

第拾七條 當會社、定期總會ハ毎年六月及十二月之ヲ招集ス

第拾八條 總會ノ議長ハ取締役ノ内連名之ニ當リ取締役是之ヲトキハ出席株主中ヨリ之ヲ選舉ス

第拾九條 總會ノ議事ハ商法ニ別段ノ定メアル場合ヲ除ケル

出席株主議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス同數ナルトキハ議長決スル所ニ依ル

總會議長ハ株主トシテ其議決權ノ行使ヲ妨ケズ

第貳拾條 株主ハ其議決權ノ行使ヲ他出席株主ニ委任スルコトヲ得

但シ此場合於テハ其委任状ヲ當會社ニ提出スルモノトス

第貳拾壹條 總會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ決議録ニ記載シ

議長及出席取締役監查役署名捺印、當會社ニ保存スルモノトス

第四章 役員

第貳拾貳條 總會ニ於テ拾株以上ヲ所有スル株主中ヨリ取締役

三名監查役莫名ヲ選舉ス

第貳拾參條 取締役ハ任期中其所有株式拾株ヲ監查役ニ供託

第拾五條 株式名義書換及前貳條、場合ニ於テ新株券ヲ交付シ
付テハ左ノ手数料ヲ徴收ス

一 株式名義書換 株券壹枚付金拾錢

一新株券發行 同 金五拾錢

第拾六條 當會社、毎年六月一日及十二月一日、臨時總會ヲ終結シ

當日迄株式名義書換ヲ停止ス但、臨時總會、トキハ
總會招集ノ通知ヲ發シタルトキ、總會終結迄之ヲ停止ス

第三章 株主總會

第拾七條 當會社、臨時總會ハ毎年六月及十二月之ヲ招集ス

第拾八條 總會ノ議長ハ取締役ノ内、連名之ニ當リ取締役ニ
トキハ出席株主中ヨリ之ヲ選舉ス

第拾九條 總會ノ議事ハ商法ニ別段ノ定メアル場合ヲ除ケテ

出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス
トキハ議長ノ決スル所ニ依ル

總會ノ議長ハ株主トシテ其議決權ノ行使ヲ妨ケズ

第貳拾條 株主ハ其議決權ノ行使ヲ他、出席株主ニ委任スルコトヲ得

但シ此場合ニ於テハ其委任状ヲ當會社ニ提出スルモノトス

第貳拾壹條 總會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ決議録ニ記載シ

議長及出席、取締役、監査役署名捺印、當會社ニ
保存スルモノトス

第四章 役員

第貳拾貳條 總會ニ於テ拾株以上ヲ所有スル株主中ヨリ取締役

三名、監査役貳名ヲ選舉ス

第貳拾參條 取締役ハ任期中其所有株式拾株ヲ監査役ニ供託

スルモノトス

前項ノ株券ハ本人退職スル其期ニ屬スル決算報告ガ株主總會ノ承認ヲ經タル後ニテガレハカ返還セザルモノトス

第貳拾四條 取締役中ヨリ専務取締役一名ヲ選舉ス

第貳拾五條 取締役又ハ監査役中缺員ヲ生ジタトキハ臨時總會ヲ

開キ補缺選舉ヲ行フ但シ法定ノ員數ヲ缺カザルキハ次回ノ定時總會迄其選舉ヲ延期スルコトヲ得

第貳拾六條 取締役任期ハ各箇年ニシテ監査役ノ任期ハ各箇年ニシテ

但シ其任期ガ任期中ノ最終ノ決算期ノ属スル定時總會中満了スルキハ總會ノ終結ニ至ル迄其任期ヲ延長スルモノトス

補缺選舉ニ依リ就任シタル取締役及監査役ノ任期ハ前項者ノ任期終了ノ日迄トス

取締役及監査役ハ兩選スルコトヲ得

第貳拾七條 取締役及監査役ノ度々キ報酬ハ株主總會決議以テ之ヲ定ム

第五章 計算

第貳拾八條 當會社決算ハ各箇期ニ分チ十二月一日ヨリ五月三十一日

迄ヲ上半期トシ六月一日ヨリ十月三十一日迄ヲ下半期トス

第貳拾九條 當會社損益計算ハ各營業期ニ於ケル總收入金ヨリ

一切ノ経費損失及銷却金ヲ控除シタルモノヲ利益金トシ

左記ノ金額ヲ控除シタル殘額ヲ株主ニ配當ス

但シ内幾分ヲ別途積立金又ハ後期繰越金トスルコトヲ得

第貳拾利益金百分ノ五以上 法定積立金

第貳拾利益金百分ノ拾以下 役員賞與金

第拾條 株主配當金ハ毎年六月港日及檢算日港日現在株主

名簿ニ依リ之ヲ拂渡スモノトス

第拾條 株主配當金ハ株主總會終了ノ日ヨリ毎年之

經過スルニ請ホキトキハ其請ホキ權ヲ放棄シタモノト

見做シ當會社收得トス